

## 議第110号

### 専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年4月24日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成25年3月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第39条第10項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項または第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業または旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

付則第8条第1項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項中「この項」を「この項から第4項まで」に、「において同じ」を「および第13項において同じ」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3項中「（宅地建物取引業法の宅地または建物をいう。以下この項および次項において同じ。）」を削り、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第4項、第6項および第10項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第11項中「もしくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）第10条第1項の規定に基づく資金の貸付け」を削り、「平成

25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する特例事業者が、同条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

(2) 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

(3) 第1号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

(4) 特定家屋とするために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

(5) 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

付則第9条第1項中「附則第3条の2の19」を「附則第3条の2の17」に、「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第4項中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第10条の2の4第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第1号」の右に「に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」を加え、「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（施行規則附則第4条の6第8項に規定するものに限る。）またはバス（施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号および第3号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

付則第10条の2の4第8項中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第12項」に改める。  
付則第11条中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第2項の改正規定（「において同じ」を「および第13項において同じ」に改める部分に限る。）および同条に1項を加える改正規定は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第10条の2の4第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

